

# 公益社団法人 石川県宅地建物取引業協会 監事の報酬総額及び報酬等の支給基準

## (目的)

**第1条** この基準は、公益社団法人 石川県宅地建物取引業協会（以下、「本会」という。）定款第27条に基づき、本会の監事の事業年度の報酬総額及び報酬等の支給基準について定めることを目的とする。

## (定義)

**第2条** 監事とは、定款施行細則第5条に基づき、正会員のうちから選出される監事及び会員外の有識者監事とする。

## (報酬等の区分)

**第3条** 監事の報酬等は、第4条に定める発令された執務に対して支給される執務費とする。

## (執務の発令)

**第4条** 執務の発令は、会長が発令する。

但し、やむを得ない事由の場合は、専務理事又は総務財政委員長が発令し、会長に報告する。

2 発令に変更・取り消しを要する場合も前項によるものとする。

## (執務の種類)

**第5条** 執務費の支給対象となる執務は、次の通りとする。

- (1) 監査
- (2) 理事会
- (3) その他、理事会が定める執務

## (執務費の支給)

**第6条** 執務費は、別表に定める総額の範囲内において、執務に対する基準額を支給するものとする。

2 支給する執務費については、所得税法に基づく源泉徴収を行う。

## (執務の取り扱い)

**第7条** 同一日同一会場における複数の執務に対しては、2回分を限度として執務費を支給することができる。

## (疑義)

**第8条** この基準に定めのない事項及び疑義については、すべて理事会の解釈によるものとする。

## (改廃)

**第9条** この基準は、総会の決議によって改廃することができる。

## 附 則

- 1 この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 別表

執務に対する基準額 (単位：円)

執務の種類 (第5条)	基準額	
	監事	員外監事
(1) 監査	10,000	15,000
(2) 理事会	10,000	15,000
(3) その他	理事会の定めによる	

事業年度の報酬総額 (単位：円)

監事等の区分	事業年度毎の報酬総額範囲
監事	150,000
員外監事	250,000